

令和6年（家）第■■■■号 性別取扱い変更家事審判事件

申立人 ■■■■

補充書面2

（トランスジェンダー当事者を取りまく実情）

2024（令和6）年10月15日

京都家庭裁判所第1審判係 御中

申立人手続き代理人 弁護士 仲 晃 生
ほか

第1 はじめに

申立書において、法的性別取扱い変更がかなわない状況でトランスジェンダー当事者に生じる不利益（申立書「第7」）や、審理の前提として理解されておくべきトランスジェンダー当事者の性別移行に関する実情（同「第4.7」）などを述べた。

本書面「第2」では、本件規定の下で生じる不利益について、「社会の混乱」という観点から、性別取扱い変更を求める者だけでなく周囲の者にも不利益が生じていることを補充する。

「第3」では、申立人と同様に、女性の配偶者と法律婚をしたトランスジェンダー女性の実例を引用しながら、性別移行の開始が結婚後になることが稀ではないことや、その後家族としての生活を継続するカップルたちの存在について補充する。

第2 社会生活上の性別と公的書類上の性別の不一致による混乱

1 はじめに

申立書「第7.(2) 性自認や社会生活における性別と公的書類の性別表記の不一致がもたらす不利益」(56頁～)において、その不一致がどのような不利益をトランスジェンダー当事者に生じさせるのかを述べた。具体的には、本人確認の煩雑さと意に沿わないカミングアウト、住まいの確保や経済活動での身分証明、就労、医療、介護、福祉、選挙の投票、海外渡航、ミスジェンダリングなど、生活場面や不利益の性質ごとに整理し、困難リスト(甲C3)掲載の具体例を引用しながら述べた。

これらはいずれも看過できない重大な不利益であるが、他方で、社会生活における性別と公的書類の性別表記の不一致にとってもたらされる不利益のうち、トランスジェンダー当事者が被る不利益という一側面から論じたものに過ぎない。

現実には、トランスジェンダー当事者は、そうでない者らと同様に社会の中で無数に他者とのかかわりをもって暮らしている。かかわりあいをもつ相手もまた、目の前の相手の社会生活上の性別と公的書類上の性別が異なるということによって、事態を理解するのに時間を要したり、手続きの円滑さを失ったり、イレギュラーな状況への対応を検討したりと、不都合を被ることがある。

すなわち、社会生活における性別と公的書類の性別表記の不一致が生じており解消できない状態にあるということは、トランスジェンダー当事者に不利益をもたらすだけでなく、同人をとりまく社会にも混乱を生じさせる。

2 宇賀裁判官の指摘

2023年10月25日最高裁決定（甲D4）において、宇賀反対意見は、以下の指摘をしている。

「そもそも、性同一性障害者は、法的性別の変更によって、突然、自認する性別による生活を開始するわけではなく、ホルモン療法等によって外見上の性別が変化し、さらに家庭裁判所の許可を得て名の変更を行い、外見も名も自認する性別に合致した生活をしているのが一般的であると考えられる。したがって、外見や名からうかがわれる性別と法的性別が不一致であることの方が、社会的混乱を招くことが少なくないように思われる。」

この指摘のいう「外見や名からうかがわれる性別」と「法的性別」とは、本件主張書面にいうところの「社会生活上の性別」と「公的書類上の性別」である。

すなわち、宇賀裁判官も、トランスジェンダー当事者だけでなく、トランスジェンダー当事者とかかわりをもつ社会にとっても、不一致による混乱が生じることを指摘しているのである。

3 具体例

LGBT困難リストでは、以下のとおり、社会生活上の性別と公的書類上の性別の不一致により、公的書類によって本人確認に困難が生じた事例が報告されている。

「公的な書類に不用意に記載された性別欄と外見の性別が異なるため、本人確認ができないという理由で必要な行政サービスや民間サービスが受けられなかった。」(f-2)

「印鑑登録証明書に性別欄の記載があるため、不動産や自動車の売買、会社登記等に支障をきたした。」(f-3)

「役所窓口、試験会場、警察、郵便物受取などで本人確認が必要な

場合に、身分証明書の性別（戸籍性）と見た目の性別が一致しないことからトラブルがおきた。」（f-6）

「パスポートの性別が外見と異なるため、出入国の際や海外で不審に思われたり別人と思われて、空港などで出入国審査に時間を要したり、入国を拒否された。」（f-13）

「パスポートにトランスジェンダーやXジェンダーなどの記載が認められていないため、入国審査などの際に本人確認と称して身体検査をされ、苦痛を感じた。」（g-14）

「マイレージクラブなど会員証に性別欄があり、見た目と違うとして、別人と疑われたり、サービスを利用しづいことがあった。」（f-14、原文まま）

「法的に性別を変更しないまま、海外旅行へ行こうとしたところ、パスポートの性別と見た目との違いを理由に、航空券の予約が勝手に破棄された。」（g-15）

また、特例法第3条1項4号要件の違憲性を争った性別取扱変更家事審判（静岡家庭裁判所浜松支部令和5年10月11日決定）申立人鈴木げん氏は、同申立てで提出した陳述書（甲C16）で、投票所での本人確認について以下のとおり述べている。

「選挙の投票では、多くの自治体と同様、浜松市の投票所入場券には本人確認の情報として性別（浜松市の場合は男女別を数字で表しています）が記載されています。僕の場合、普段社会の中で男性として暮らしていて、初対面の人でも外見から僕を「おじさん（男性）」と判断するのに、投票所入場券には「女性」を表す記号としての数字が書かれているのです。僕は、その投票所入場券にある情報を自分が住んでいる地域の人に見られることに耐えられず、投票日当日の自宅近くの投票所には行かず、自宅から車で1時間ほどの距離にある浜松市■■■

区役所までわざわざ行き、期日前投票をしています。といっても、期日前投票のスタッフの方も、僕の外見と投票所入場券の性別記載が一致しないことで戸惑われるという状況は同じなので、期日前投票で区役所ならトラブルがないということでもないです。」

申立人自身も手続きにかかわる相手が混乱をした経験について、以下のとおり述べている。

「身分証・公的書類の性別と社会生活の性別が違うので、本人確認で大抵トラブルになります。名前が女性に変わっているので、男性名だった頃と比べるとまだよくはなりましたが、それでも看過できない困り事が生じ続けています。手続きで書類を示した相手が、書類の性別欄の記載が間違ってるのではないかと混乱することもあります。あるいは相手が私のことを「女性なのに男性と記載された書類を持ってきたから、きっと夫の書類を持ってきたのだろう」と誤解して、「旦那さんではなく自分を持ってきてください」と突き返され、手続きが先に進まないことがあります。」（甲A1・25頁）

4 翻ってトランスジェンダー当事者にとってもさらなる不利益をもたらすこと

他者とかかわることで、他者に混乱をもたらしかねないという状況は、トランスジェンダー当事者にとって大きな精神的負荷となる。

社会的混乱が生じていることについて、本来、トランスジェンダー当事者に落ち度があるわけではない。法制度の不備によって生じている事態であって、性別移行した者が望んで社会的混乱を招いているわけでもなければ、トランスジェンダー当事者の個人は解決する手段も持ち合わせていない。しかし、現実には、事態を説明し、手続きを進めるよう依頼をするという負担がトランスジェンダー当事者個人にの

しかかり続けることになる。

そして、上述の事例に見られるように、手続きを断念せざるをえない場合すら珍しくない。

当事者をとりまく社会に混乱が生じることは、翻って、当事者の被る不利益をいっそう増大させている。

当事者が被る負担について、申立人は以下のように述べている。

「そういう混乱が生じるたび、毎回、同じ流れで、トランスジェンダーであるということを説明する必要があります。意に沿わないカミングアウトをせざるをえないのです。相手が性的マイノリティに差別的な感情をもっているかどうかわからない状態で、そして自分の説明内容が他の無関係の人にも聴こえてしまうのではないかという不安もある状態で、カミングアウトするのは、不安や恐怖を感じます。そして、意を決してトランスジェンダーであると打ち明けても、それですんなり理解されるとは限りません。「なぜ戸籍が男性なのか」と問われ、「トランスジェンダーで戸籍が変わってないです」と答えても、「なぜか戸籍が分かっていないのか」と詮索を受けます。「結婚をしているから」と説明を加えると、「女性と結婚してるなら男性でしょ」と、異性愛しか世の中に存在していないかのようなリアクションが返ってくることもあります。そうすると、私はさらに「いや、女性だからって男性が好きとは限らないでしょ」…と、性的指向についても打ち明けて説明するという流れをやることになるのです。」（甲A1・25～26頁）

5 憲法解釈において考慮されるべきこと

近年、現行の特例法の下で性別取扱い変更の叶わないトランスジェンダー当事者に性別取扱い変更の余地が広がると、あたかもそれによ

り社会に混乱が生じるかのような議論もみられる。しかし、それは端的に誤りである。

社会生活上の性別と公的書類に記載される性別が一致していないことにより、既に社会に混乱が生じている。この不一致を解消することは、社会に生じている混乱の解消にもつながり、トランスジェンダー当事者だけでなく、周囲の社会にとっても不利益の解消につながるのである。

本件規定の正当性の有無を判断する際に、他者の利益の観点から考量するのであれば、本件規定の存在によって既に社会に混乱が生じていること、そして、本件規定が違憲無効となり申立人や申立人と同じ状況にある者の性別取扱い変更が叶えば、むしろ社会の混乱を解消するという他者の利益にも資するという見落としてはいけない。

第3 法律婚しているトランスジェンダー当事者たち

1 性別移行の開始が婚姻の後になる実例とその背景

(1) 「男の子」「男性」としての周囲の期待に応えようというプレッシャーによる抑圧

申立人は、陳述書（甲A1）において、幼少期から女子に帰属意識を持ちつつも、男性として生きなければいけないという諦めの気持ちで男性という性別に順応しようとして過ごし続けたこと、社会人になってからも男性のグループにいることや男性の役割を求められることについては、「やむを得ない、納得できないが諦めている」「諦めてるけど諦めきれない」という葛藤を抱えながら生きてきた経過を語っている（2～10頁）。

周囲の大人たちから「男の子」として扱われることに順応しようとしながら生き続ける経験を語るのは申立人だけではない。以下、

トランスジェンダー女性らが自身のライフヒストリーを語った資料から引用する。

～省略～

(2) 性自認や性別移行に関する情報が乏しい時代背景が性自認の自覚・自己受容や性別移行を困難にしたこと

申立人は■■■年生まれで、■■■の頃に初めて「性別を変えて生きる人」がいることを知ったが、揶揄される存在であったり、テレビに出てくる特殊な存在として認識していた（甲A1・3～4頁）。

そして、特例法ができた2003年の時点では、「特例法を用いて法的性別を変える」という生き方について社会に十分知られていたわけではないので、性別を移行するというのは、家族や職場を含めて周囲の人間関係を断ち切る覚悟がいることだと感じており、「配偶者や会社での役職など全生活を投げ出し性別移行する選択はありえない環境」であった申立人は、「自分には関係ないもの」と自分に言い聞かせていた（甲A1・11～12頁）。

このように、性別を移行して生きるという生き方が特殊なことで現実的な生き方と感じられなかったために、自分の認識する性別に従って生きることを諦めたという経験は、他のトランスジェンダー女性たちも語っている。

～省略～

(3) 性的指向が女性に向くことが性自認の自覚・自己受容を困難にしたこと

申立人は、自身の性的指向の向く先が女性であることや、既に女性の配偶者がることと、自身が女性という性自認をもつことを自己

受容することの関係について、以下のように述べている。

「私が好きになるのは女性で、特例法が制定された当時、私は別の女性と結婚していました。そして、私を「男性」と認識して結婚した配偶者に対して、その役割を果たす責任があると感じていました。」「私は「女性を好きになり、女性と結婚している自分のアイデンティティが女性だと言っているのか」という戸惑いを感じていました。」（甲A1・15頁）。

このような戸惑いや葛藤も、女性と法律婚したトランスジェンダー女性の語りの中に共通している。

～省略～

2 性別移行後も家族関係を維持するカップルたちの実例

(1) 性別移行を経ても円満な関係を継続する例

申立人と妻は、申立人の性別移行を経た今も、円満なふうふ関係を維持しており、これからもふうふとして暮らしていくことを希望している（甲A1・20～25頁以降、甲A4、甲A5）。

同様に、「夫」と結婚した者が女性への性別移行をしてもなお、円満なふうふとしての暮らしを維持しているカップルたちはいる。以下、ふうふ関係の円満さが感じられる語りを引用する。

～省略～

(2) 性別移行による幸福感がふうふ関係にも良影響を与える例

申立人は、「妻が言うには、性別移行を始めてから、私の表情がものすごく柔らかくなった…とのことでした。自分では実感しないのですが、配偶者が言うのだから、そうなのだと思います。あるがままの自分でいられることや、あるがままの自分との生活をと

もにしてくれる妻の存在のおかげで、性別移行前に背負い続けていた諦めや葛藤から自由になれて、それが表情に表れているのかもしれない。」と述べている（甲A1・21～22頁）。

申立人の妻は、このような申立人の変化について、以下のように述べている。

～省略～

これらの語りからは、申立人自身が、男性という性別に順応しようと無理をして生きることから解放されて暮らせるようになったことが申立人の心情を穏やかにしたことがわかる。そして、妻がその穏やかさを感じ取ることで、妻の安心感にもつながっている様子がうかがえる。

このような好循環が生じた例は、他のトランスジェンダー女性の語りからも発見できる。

～省略～

3 法律上の配偶者であり続けることの重要性

申立人も妻も、離婚をせず法律上の配偶者であり続けることを望んでいる。法律上の配偶者でなくなることは、申立書「第7.4」で詳述したとおり、婚姻に伴い享受した法的な効果、社会的な効果、精神的心理的な効果という多数の利益を失うことになる。

精神的心理的な効果について、申立人は以下のように語っている（甲A1・27～29頁）。

「私たちは、■■年に結婚して、もう■年間人生をともにしています。二人で積み重ねた家族関係の根拠を「離婚」により法的に破壊されることには、自分たちの穏やかで安心できる生活の根幹にあるもの

が崩れるような不安を感じます。そして離婚を選ぶ場合には、離婚届に二人で署名してハンコを押す、という形式的な作業が必要になります。その作業が精神に与えるダメージ、喪失感が怖いです。」

～省略～

同様に、申立人の妻も、精神的心理的効果の喪失を危惧している（甲A5・9頁）。

「でもその大変さを解消するために■■さんと離婚するなんて、嫌です。私も■■さんも、ふうふとして二人で暮らしていることを幸せに思っています。例え形式的であれば、離婚届を記入して■■さんと離婚するとしたら、今安心してのびのび暮らしている生活の支えがなくなるような不安を感じます。「なんで幸せに暮らしているうちらが離婚せなあかんのかわからん」というのが率直な思いです。」

この精神的心理的効果の重要性は他の婚姻関係の維持を希望するカップルたちも感じていることである。申立人同様に女性配偶者のいるトランスジェンダー女性は、次のとおり、「結婚」という法的関係が存在することによる安心感を述べている。

～省略～

4 本事件に対して期待の声を寄せるトランスジェンダー当事者たち

本事件は、申立後、公益訴訟支援プラットフォーム「CALL4」ウェブサイト上で、「既婚を理由に法的性別取扱い変更を認めないのは違憲！「なんでうちらが離婚せなあかんの？」裁判」という名称で裁判の紹介と寄付金の支援呼びかけをしている。

実際に寄付をした者だけがコメントを記入できる「支援者の声」欄には、申立人と同様に本件規定のために性別取扱い変更が叶わないト

ランスジェンダー当事者（そうであると内容から判断できる者）からの期待の声が掲載されている（甲C14・3～4頁）。以下、引用する。

～省略～

5 まとめ

申立人の性別移行や結婚などの人生の道のりは、日本社会で同じ時代を生きたトランスジェンダー女性たちと多くの共通点や類似性があり、何ら特異なものではない。

そして、申立人と妻と同様に、本件規定の存在により、性別取扱い変更を諦めるか、婚姻関係継続を諦めるのかという二者択一を迫られている既婚カップルたちが、他にも日本社会に存在している。

同時に、それらカップルを取り巻く社会には、「第2」で述べたような混乱が生じているはずである。

本件規定の違憲性判断にあたっては、申立人に生じている不利益だけでなく、申立人の妻の不利益、申立人・妻と同様の二者択一を迫られているカップルたちの不利益、それらを取り巻く社会に既に生じている混乱という、本件規定による不利益の総体を丁寧に把握頂き、公正な憲法判断を頂きたい。

以上